植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案に寄せられた御意見及びそれに対する考え方

○御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見

【関係する条項】

第一号様式、第三号様式(第七条関係)、第三号の二様式(第七条関係)、第三号の三様式(第七条関係)、第八号の二様式(第十九条関係)、第十一号の三様式(第二十二条の二関係)、第二十二号の三様式(第三十五条の三関係)、第二十二号の六様式(第三十五条の四関係)、第二十二号の十一様式(第三十五条の五関係)、第二十二号の十六様式(第三十五条の八関係)、第二十二号の十七様式(第三十五条の八関係)、第二十二号様式(第三十六条関係)、第二十八号様式(第四十三条関係)、第三十二号様式(第四十八条関係)、第三十五号様式(第四十八条関係)、第三十五号様式(第四十八条関係)、第三十五号様式(第四十八条関係)、第三十五号様式(第四十八条関係)、第三十五号様式(第四十八条関係)

これらについては、公務所(「厚生労働省」や「防疫所」等)の 印章(押印やエンブレム)があるのが適切と考える。

公務所又は公務員の印章又は署名がある場合、書類は刑法においての特段の扱いがなされるようになり、またそれらの印章又は署名について刑事の捜査における重要性のある証拠となるが、非常に低いコストで公正性を向上させる事が可能であり、かつ予め用意された様式における印章や自動押印などによって付する印章は手間的にも非常に少ないものであって、総合的に見ると付さない手は無いと言いえるようなものである。

印章を付すだけで、例えば検査員等の身分証や許可証などについての悪用についてのハードルが上がるのであるが、それは公正性(もちろん、それを乱す事になるような犯罪事態は各所にとって対応に余分な労力・公費使用を発生させるものであり、社会にも望

御意見に対する考え方

申請及び届出書類の押印、署名については、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省は、・・・原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、申請者等の負担軽減、行政手続における利便性の向上の観点から求めないこととしており、証明書類等の行政文書についてもこれに準じ、押印しないこととしております。

ましくないものである。) に資するはずであるので、様式において の何らかの公務所の印章を付すようにされたい。

2 【関係する条項】

第十一号の二様式(第二十二条の二関係)、第二十六号様式(第三十九条関係)、第二十七号様式(第四十二条関係)、第二十九号様式(第四十四条関係)、第三十号様式(第四十六条関係)、第三十一号様式(第四十七条関係)、第三十三号様式(第四十九条関係)、第三十四号様式(第五十条関係)、第三十六号様式(第五十四条関係)

これらについて、電子署名の用いられた電子手続であれば押印 又は署名は不要と考えるが、刑法における書類についての特段の 扱いとするため、また意思表示として国際的に相当となるような ものとするため、申請者等の押印又は署名を付させるようにする のが適切と考える。

上記1の考え方で記載したとおり、申請及び届出書類の押印、署名については、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月 17 日閣議決定)において、「各府省は、・・・原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、申請者等の負担軽減、行政手続における利便性の向上の観点から求めないこととしております。

3 その他全般的に、どうも事務処理においての法人番号の利活用 が進んでいないように思われる。

そもそも防疫関係事務においては経済産業省貿易経済協力局が 病的な法人番号利活用への抵抗を発生させているのであるが、し かし法人番号は行政事務において有用であり、その有用性は、農林 水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、財務省・国税庁、 刑事組織、地方公共団体などの複数の部署が関係するような事務 においてはより高まるはずであるので、法人番号の利活用を推進 されたい。

法人についての申請等やその許可等において、法人番号の利用 を行うようにするのが適切と考える。 本施行規則に係る申請者等は、法人ではなく個人である場合も あることから、様式において一律に法人番号の記載を求めること は適当ではないと考えています。このため、現在、申請及び届出の 様式において、法人番号を提出していただくことは予定しており ませんが、貴重な御意見として承ります。

※ 意見公募手続の実施後に技術的修正を行っております。